

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都墨田区東墨田一丁目9番1号

氏名 東京レンタル協同組合
代表理事 徳田 昌彦

複写無効

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 8年 3月 8日

許可の有効年月日 令和13年 3月 7日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

加熱脱水・遠心分離：

汚泥（油脂回収できるものに限る。）、廃油（油脂回収できるものに限る。）、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物の死体（油脂回収できるものに限る。）（以上5種類）

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都墨田区東墨田一丁目9番1号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
加熱脱水・遠心分離	廃油（油脂回収できるものに限る。）	83.0 (t/日)	80.4 (t/日)	平成7年3月6日		
	汚泥（油脂回収できるものに限る。）	20.0 (t/日)				
	動植物性残さ	20.0 (t/日)				
加熱脱水・遠心分離	動植物性残さ	25.0 (t/日)		平成7年3月6日		
	動物系固形不要物	25.0 (t/日)				
	動物の死体（油脂回収できるものに限る。）	25.0 (t/日)				

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 8年 3月 8日 新規許可

令和 8年 3月 8日 更新許可 第6回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

